

高機能消防指令センターシステム更新業務委託

特 記 仕 様 書

みよし広域連合消防本部

目 次

第1章 指令システム更新

1 指令システム更新.....	1
-----------------	---

第2章 工事仕様

1 適用範囲.....	1
2 用語の定義.....	1
3 一般事項.....	1
(1) 施工の原則.....	1
(2) 更新計画.....	1
(3) 施工管理.....	1
(4) 工事の現場管理.....	2
(5) 工事内容の変更.....	2
4 工事施工.....	2
(1) 施工範囲.....	2
(2) 工法.....	2
(3) 保護及び危険防止.....	2
(4) 現地調査等.....	2
(5) 仮設及び移設.....	2
(6) 屋内整備.....	3
(7) 屋外整備.....	3
(8) 機器据付.....	3
(9) 配線.....	3
(10) 調整.....	3
(11) 撤去.....	3
(12) 作業時間.....	3
(13) 工事の記録.....	3
(14) 工事写真.....	3
(15) 工事日報.....	4

5 安全

(1) 基本事項.....	4
(2) 安全体制.....	4
(3) 安全教育.....	4
(4) 安全管理.....	4
(5) 工事材料.....	4

第1章 指令システム更新

1 指令システム更新

更新する指令システムと無線設備及び出動車両運用管理装置（車両運用端末装置）の接続に必要なインターフェース及び調整工事は、受注者の責任において構築すること。

第2章 工事仕様

1 適用範囲

本仕様書は本システムを構成する各機器、装置の製造据付、改修、配線、調整、撤去等に適用するものである。本システムの更新にあたっては、すべて監督員の承諾を得た上で行うこと。

2 用語の定義

- (1) 監督職員とは、「甲」から監督を命じられたものをいう。
- (2) 指示とは、監督職員が「乙」に施工上必要な事項を示すことをいう。
- (3) 承諾とは、「乙」が申し出た事項について、監督職員が合意することをいう。
- (4) 協議とは、監督職員と「乙」が対等の立場で合議することをいう。

3 一般事項

(1) 施工の原則

単体各機器をこの仕様書及び関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った専門技術者により施工し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

(2) 更新計画

ア 更新計画は整備の手順、工程、工法、安全対策その他整備施工の全般的計画であるから、監督職員との打ち合わせ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って更新計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出するものとする。なお重要な変更が生じた場合は、変更計画書を提出しなければならない。

イ 「乙」は、発注者の指定した工法等について代案を申しでることができる。

ウ 「甲」から示された以外に、「乙」が更新上必要とする整備用地等は、監督職員と予め協議のうえ、「乙」の責任において確保しなければならない。

エ 更新上必要な機械、材料等は貸与または支給されるもの以外は、すべて「乙」の負担とする。

(3) 施工管理

ア 施工管理は施工計画に基づき、履行期間内に完全な竣工ができるよう行わなければならない。

イ 整備施工に関わる法令、法規等を遵守し、整備の円滑な進捗を図るものとする。

ウ 整備施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。

エ 整備施工中監督職員と行った主要な協議事項等は、議事録として残す。

オ 貸与品及び支給品についての受払い状況を記録し、常に残高を明らかにしておくもの

とする。

(4) 工事の現場管理

ア 工事施工にあたっては、確実な工法、安全、工期内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。

イ 指定または指示された箇所を除き造営物に加工してはならない。施工上必要ある場合は、あらかじめ承諾を求めるものとする。

(5) 工事内容の変更

ア 「甲」による変更は変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格等によるものについては、「乙」の負担により行う。

イ 「乙」の都合による変更はあらかじめその内容理由を明らかにし、監督職員に申し出るものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が同等以上の仕様と認めたときに限り承諾するものとし、原則として請負金額は増額しないものとする。

ウ 仕様書に指定され、または指示された内容が施工困難な場合はその理由、変更内容を申し出、協議するものとする。変更部分の金額については（１）項に準ずる。

4 工事施工

(1) 施工範囲

本仕様書に定める工事範囲は以下の通りとする。

ア 製造、納入機器の据付整備及び既設機器の移設整備

(ア) 納入機器の電源線、接地線等の配線接続整備

(イ) 機器相互間のケーブル敷設整備

(ウ) 整備調整試験および上記各項目の関連整備

(2) 工 法

施工に際しては、住民の生命財産を守る重要な消防通信業務の円滑をはかり、常に機能を維持するため、耐風・耐水、耐震および耐久性に十分配慮して施工する。

本仕様書に記載のない事項は、監督員と協議して施工すること。

整備は、事前に施工計画書、施工図等により承諾を得た後に着手する。

(3) 保護及び危険防止

本整備に際しては、建物、既設機器および配線等に損傷を与えないよう適切な保護および養生を行う。万一、損傷を与えた場合は、監督員の指示に従って速やかに復旧させる。

施工に際し、危険のおそれがある箇所には、作業員が安全に就業できるよう適切な危険防止設備を設ける。万一事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに監督員に報告し指示を受けること。なお、この処置については乙の責任において処理を行う。

(4) 現地調査等

乙は契約後速やかに履行場所の現地調査を行う。

(5) 仮設および移設

施工に際して、既設設備が配置上支障となる場合は、監督員と協議の上、適当な場所に仮設、または移設をすること。

現に運用している通信回線に回線障害、回線断の影響を与えないこと。また、作業中に

- 回線を補償する必要がある場合は、監督員の承諾を得て補償回線に装置を接続換えする等の措置を実施すること。
- (6) 屋内整備
- 機器、装置等の床部、壁等への固定は、転倒防止のため原則としてアンカーボルト等により堅固に固定するとともに、上部を鉄製金具等で固定すること。
- 施工に際し、騒音および振動等の発生が予想される場合は、あらかじめ監督員に申し出てその承諾を得ること。
- (7) 屋外整備
- 施工に際し、配管、配線、整備の範囲および方法については、あらかじめ施工図等により監督員の承諾を得て行うこと。
- 空中線取り付け等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、安全管理のうえ実施すること。
- (8) 機器据付
- 機器の据え付けに際しては、着手前に耐震強度計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。機器の床据え付け時には架台を使用し、機器の損傷等を防ぐよう配慮する。
- (9) 配線
- 配線に際しては、ケーブル間の誘導障害等受けないよう配慮すること。
- 屋外の接栓接続部は振動、温度差等による接触不良や漏水による影響が無いよう防水処理をすること。
- 建物内への引き込みは、防水処理および水切りを十分に配慮して行うこと。
- 各種ケーブルの端末部及びケーブルが混在する場所には、端子名、用途を記した銘板を付けること。
- (10) 調整
- 装置の取り付け後、装置単体での調整を行った後に、システムの総合的な試験、調整を行い、本仕様書に定める機能を満足させること。
- (11) 撤去
- 既設無線装置、電源装置、不要配線材料等を撤去すること。なお、撤去に際しては監督員の指示を受けること。
- 不要材の処理は、個人情報が含まれるものについては、第三者が再利用できないよう破壊後、廃棄する。
- 撤去後の穴や壁等の剥離箇所は、補修を行うこと。
- (12) 作業時間
- 作業時間は原則として平日 9 時 00 分から 17 時 00 分までとし、作業開始および終了時に監督員に連絡する。なお、この時間帯以外で作業する場合は、事前に監督員の承諾を得る。作業終了時は、作業場所およびその周辺の整理整頓、清掃を行う。
- (13) 工事の記録
- 整備の進行、天候等の状況を示す整備日報、整備ごとの要点を撮影した進行管理写真を提出すること。
- (14) 工事写真
- 整備後形状が変わるか、又は内容が隠蔽される箇所(名称、寸法等が確認できること)及び整備完成写真を撮影する。

(15) 工事日報

工事日報は次の内容を毎日記録し、週末ごとに監督職員に提出するものとする。

- ア 日時、天候
- イ 作業内容および場所
- ウ 作業人員（職種）および時間
- エ 記事（整備施工上記録し、残置しておくべき事項、その他）
- オ 使用機械（主なもの）

5 安全

(1) 基本事項

整備工事にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、「乙」の責任をもって行うものとする。

(2) 安全体制

安全確保のため総括安全責任者および作業現場毎の安全責任者を設け、連絡会議等を行い、緊急時の措置など安全体制（組織）を確立しなければならない。

総括安全責任者は安全のための守則、方法など具体的な対策を定めこれを推進するものとする。

総括安全責任者はそれぞれ責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(3) 安全教育

安全責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法および安全体制について周知徹底しておくものとする。

(4) 安全管理

ア 整備用機械は、日常点検、定期点検等を着実におこない、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し事故防止に努めるものとする。

イ 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。

ウ 火気の取り扱いおよび使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。

エ 整備場所の状況に応じて交通整理員を配置し車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛び込み防止等に努めること。

オ 電気、ガス、水道等の施設に近接し整備をおこなう場合は、あらかじめ当該施設管理者と打ち合わせ、必要であればその立会を求めその指導を得て行うものとする。

カ 作業員の保健、衛生に留意するとともに、整備現場内の整理整頓をはかるなど、作業環境の整備に努めること。